

税金とデジタル

OECDによる国際法人税制の抜本的見直し

重要なポイント

1. OECDによる改革は、現在の国際法人税制に対する構造的変更です。
2. あらゆる業界に影響を与える可能性があります。
3. この変更については今後12か月以内に合意される可能性があります。

税とデジタルに対するOECDの取り組みとは。

経済のデジタル化は、世界に大きな利益をもたらしました。しかし、経済協力開発機構（OECD）によるデジタル経済課税に関する最新レポート2件（2015年と2018年）では、デジタル化が国際的な法人税制度に大きな課題をもたらしたことも強調しています。特に、企業が課税対象となることなく、各国で経済活動を行うことが可能という課題です。

その結果、OECDは国際的な法人所得税制度をレビューしています。

OECDが多国間での対応策について合意に達しない場合、多くの国が租税条約の範囲外の措置で一方的に動き、さらなる歪み、不確実性、複雑さが生じる可能性があります。

法制の変更について

OECDの法改正は主に2つのPillar（支柱）にフォーカスしています：

- **Pillar I:** 市場つまり顧客所在地でより多くの所得を課税対象とする。
- **Pillar II:** 多国籍企業グループには、最低実効税率を適用する。Pillar IIIは、2つのルールで成り立っています。
 - 所得合算ルール
 - 控除否認ルール

一方的措置: なお、一方的なDST（Digital Services Tax）では、高度にデジタル化された企業は、利益ではなく、売上高に対して2%（英国）から7%（チェコ共和国）の割合で課税されます。

ビジネスへの影響

商業

- 実効税率（ETR）に対するグローバルな影響
- グループストラクチャー
- コンプライアンスの負担
- ディール：変更は資本コストに影響を与える可能性があります

税務ポリシー、コミュニケーション、ステークホルダーマネジメント

- OECDで検討されている抜本的な対応策を考えると、経営陣は、おそらく投資家と一緒に対策を検討する必要があります。
- 加えて、税問題に対する一般的な関心の高さを考慮すると、OECDが技術的なプランや合意を発表すると同時にメディアが大きく報道するでしょう。この時点で、税務部門はその他の部門に対して概要を説明するよう求められる可能性があります。
- 私どもはメディアの報道に先立ちクライアントが社内のステークホルダーに説明できるよう支援することが可能です。また、潜在的なリスクと対応すべきステップにフラグを立てることが可能です。

ありがちな誤解

誤解: デジタル経済に関するOECDの取り組みは、ハイテク企業にのみ影響を与える。

真実: OECDが提案する変更は、より伝統的なビジネスモデルを持つ企業を含む、ほぼ全ての企業に影響を与える可能性があります。

誤解: この取り組みは実施困難であり、進行には時間がかかる。

真実: この取り組みは、おそらく2020年半ばまたは2020年末までに合意されるでしょう。

誤解: この取り組みは実施困難であり、最終的に合意には至らない。

真実: 環境は非常に不安定ですが、当該取り組みが成功する可能性は十分にあります。

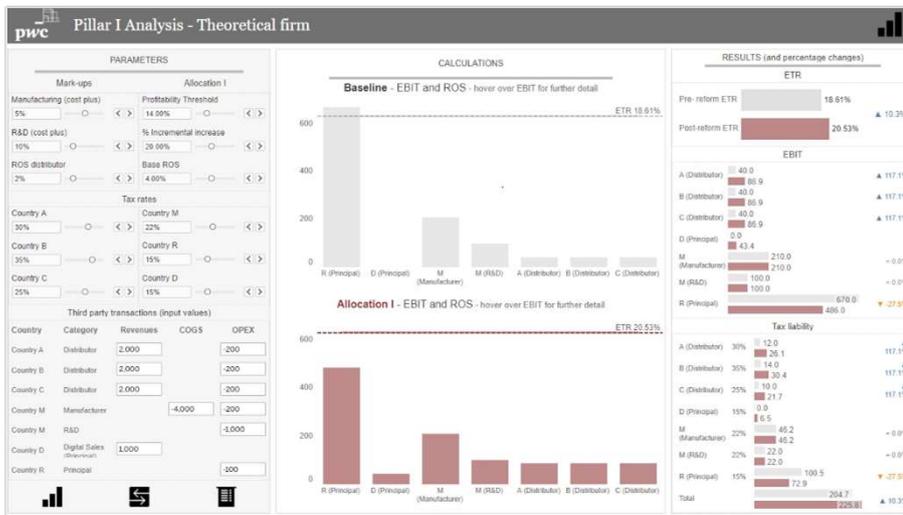
PwCができること

OECDが税とデジタルに関して実施する変更は、大規模な国際企業の多くに影響を与えます。

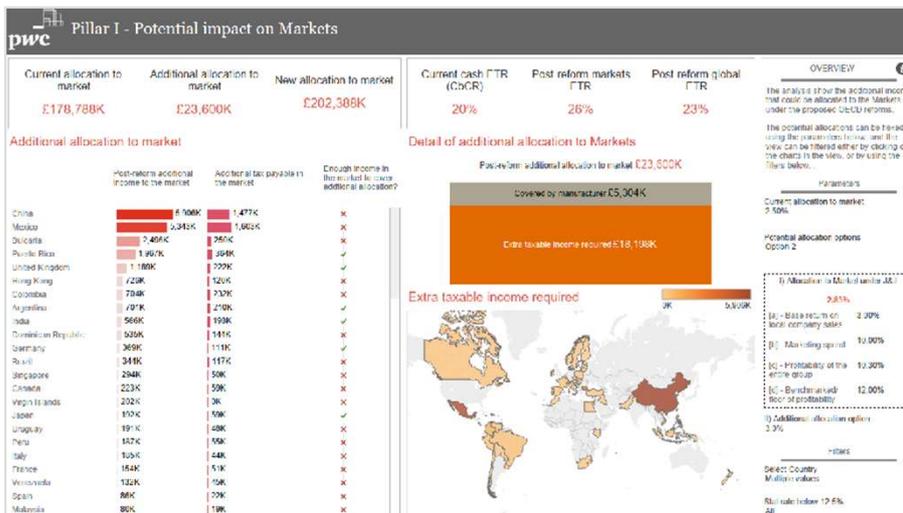
PwCのサービス

- 専門家の洞察をもとに、OECDによる変更が意味するところを的確に説明
- 内部ステークホルダー（例：経営幹部）との対話を支援
- 影響評価

ツール1: Theoretical firm



ツール2: CbCR-based modelling



タイムライン

OECD当局者によるタイムライン



主な連絡先

David Murray

Director, International Tax Policy
 電話: +44 (0)7718 980899
 メール: david.x.murray@pwc.com

Phil Greenfield

Global Tax Policy and Reputation
 電話: +44 (0)7973 414521
 メール: philip.greenfield@pwc.com

David Yates

UK Japanese Business Network (JBN)
 税務リーダー
 電話: +44 (0)7843 331 264
 メール: david.a.yates@pwc.com

Kotaro Fujino 藤野 孝太郎

税務、マネージャー
 電話: +44 (0) 7483 378 391
 メール: kotaro.fujino@pwc.com

Satoshi Tanaka 田中 聡史

税務、マネージャー
 電話: +44 (0) 7841 072 433
 メール: satoshi.x.tanaka@pwc.com

このコンテンツは一般的な情報提供のみを目的としており、専門的なアドバイザーによるアドバイスの代替とはなりません。

© 2019 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. PwCは英国のメンバーファームまたは、PwCネットワークを指します。各メンバーファームは個別の法人です。詳細は、www.pwc.com/structure をご覧ください。